

ホール管理者

主催者 団体名 \_\_\_\_\_  
責任者 \_\_\_\_\_

## 会場管理計画書

丹鶴ホール利用にあたり、火災、震災、その他災害の防止および人命の安全をはかるために会場管理計画書を提出します。また、別添のとおり災害時各担当者任務表を作成し、担当者に各役割について責任をもって履行させ、災害予防に万全を期するとともに、災害が発生した場合には、当施設の防火管理者また自衛消防隊に協力いたします。

## 1 火災予防措置

- (1) ホール内は、火気厳禁・危険物品持込禁止のため火災予防上危険な物品は一切持ち込まない。また、入場者によって持ち込まれないよう周知します。
- (2) 演出上、裸火及び煙火等の使用の際は、事前に新宮市消防署へ手続きを行います。
- (3) 壁コンセント等からの電源使用の場合、コード・プラグ等からの漏洩・感電事故の無いように注意します。
- (4) 別紙「防災製品の利用について」を遵守します。

## 2 避難誘導體制

- (1) 避難誘導の担当者を別紙のとおり配置し、避難方向、避難場所について周知します。
- (2) 客席出入口付近および避難階段等の経路上に障害物等がないか確認します。
- (3) 会場内外で来場者の混雑が予想される場合は、必要に応じて整理員を配置します。
- (4) 入場定員を遵守します。
- (5) 公演前には、必ず災害が起こった場合の避難方法について告知をします。(影アナ参照)

## 3 初期消火体制

- (1) 消火活動に従事させる人員を確保します。
- (2) 火災が発生した場合は直ちに総合事務所に連絡するとともに、自衛消防隊に協力し災害時の初期対応に努めます。
- (3) 消火器（屋内消火栓等）の設置場所や利用方法を事前に確認し担当者に周知します。

## 4 連絡体制

- (1) 火災が発生した場合は直ちに総合事務所に連絡を行います。  
(消防機関への通報は原則施設職員が行う。)
- (2) 火災報知設備（発信器）の位置の確認を行います。
- (3) 急病、けが人等の発生で救急車を呼ぶときは、総合事務所へ連絡します。

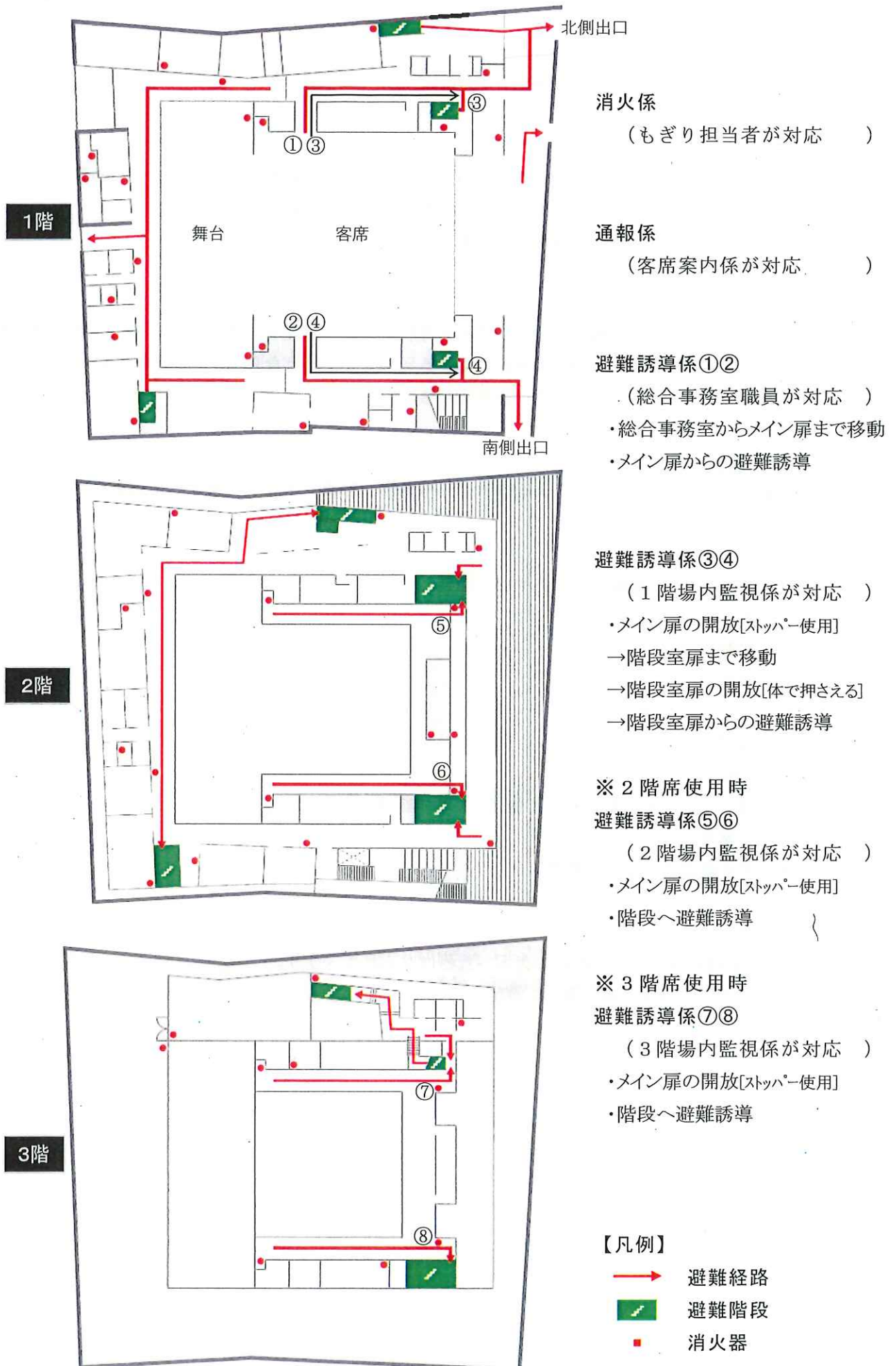
別表 6 関係

| 災害時各担当者任務表 |  |  |
|------------|--|--|
| 会場責任者 ( )  |  |  |
| 係名         | 配置人員及び氏名   | 任 務 内 容  |
| 消火係        | ( )  | 消火器・屋内消火栓を使用して初期消火を行う。<br>※ 事前に設置場所、利用方法を確認する。   |
| 通報係        | ( )  | 総合事務所への緊急連絡を行う。<br>(内線番号 )<br>※ 事前に、使用する無線を確認すること。   |
| 避難誘導係      | 配置 2 名<br>( )<br>( )<br>※ 2 階席使用時<br>配置 2 名<br>( )<br>( )<br>※ 3 階席使用時<br>配置 2 名<br>( )<br>( ) | 1 ホール利用者の避難誘導<br>2 拡声器・大声によりパニックの防止に努める。<br>3 ホール中央出入口のドアをすべて開放し、避難経路を確保する。<br>4 事前に、避難階段の位置、扉の開放状況を確認する。<br>※ 会場のペンライトを使用すること。<br>5 配置場所は別添地図のとおり |

避難誘導係の役割

- ・ 公演中、避難誘導係は指定された出入口付近に待機してください。
- ・ 避難の指示があった場合は、出入口を開ける準備をしてください。
- ・ 避難の指示があった場合は、速やかに出入口を開ける（くさびをうつ）と同時に、避難者を落ち着かせる為「皆さん、落ち着いて安心して避難してください」などの声をかけてください。
- ・ 避難先は、熊野ひろばになります。

会場管理計画書 避難経路図及び災害時各担当者任務表



1階

消火係  
(もぎり担当者が対応)

通報係  
(客席案内係が対応)

避難誘導係①②  
(総合事務室職員が対応)  
・総合事務室からメイン扉まで移動  
・メイン扉からの避難誘導

2階

避難誘導係③④  
(1階場内監視係が対応)  
・メイン扉の開放[スッパ-使用]  
→階段室扉まで移動  
→階段室扉の開放[体で押さえる]  
→階段室扉からの避難誘導

※ 2階席使用時  
避難誘導係⑤⑥  
(2階場内監視係が対応)  
・メイン扉の開放[スッパ-使用]  
・階段へ避難誘導

3階

※ 3階席使用時  
避難誘導係⑦⑧  
(3階場内監視係が対応)  
・メイン扉の開放[スッパ-使用]  
・階段へ避難誘導

- 【凡例】
- 避難経路
  - 避難階段
  - 消火器

## 別表 6 関係

### 防災製品の利用について（お願い）

主催者が持ち込む物品には、一部法令上防災製品の利用が義務付けられるものがあります。これらの物品を持ち込まれる場合は、防災製品の利用及び表示をお願いします。ただし、商品（売り物）の場合はこの限りではありません。

- 1 消防法第 8 条の 3 に「政令で定める防火対象物において利用する緞帳、カーテン、展示用合板等は政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない」と明記されています。丹鶴ホールは、政令で定める防火対象物に該当します。
- 2 利用を義務付けられる場所  
丹鶴ホールは、文化ホール、大会議室、小会議室、和室、スタジオ等すべての部分が該当します。
- 3 防災製品の利用を義務付けられている物品
  - (1) カーテン
  - (2) 布製のブラインド
  - (3) 暗幕
  - (4) じゅうたん等
  - (5) 展示用の合板
  - (6) 緞帳
  - (7) 舞台上で利用する幕、舞台上で使用する大道具用の合板
  - (8) 工事用シート
  - (9) その他政令で定める物品
- 4 その他
  - (1) 防災製品には、「防災」の表示が義務付けられています。
  - (2) ご不明な点は、消防署でご確認ください。